

# 美唄市高校等奨学生の募集のご案内

## ～返還する必要のない奨学金～

(尚栄高校及び聖華高校以外の高校等に在学している生徒の保護者様用)

美唄市では、高校生等がいる世帯の教育費に係る負担を軽減することで、生徒が安心して教育を受けることができるよう、奨学金の給付を行います。

### 【給付を受けるための要件】

- ① 学校教育法第 1 条に規定する高等学校（専攻科除く）、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）、学校教育法 124 条に規定する専修学校（高等課程）に在学する生徒であること。
- ② 生徒本人が令和 7 年 1 月 1 日に美唄市に住所を有していること。
- ③ 生徒の保護者等が令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 7 月 1 日の間、継続して美唄市に住所を有していること。  
 ※ただし、保護者等のどちらかが、単身赴任等の理由で美唄市に住所を有していない場合は、教育委員会にその旨を申し出てください。
- ④ 令和 7 年度における保護者等（父母など）の道府県民税及び市町村民税の所得割額(税額控除前)の合計が 100 円以上 85,500 円未満であること。  
 ※下記を参考としてください。(非課税世帯を除く)
- ⑤ 保護者等に市税の滞納がないこと。
- ⑥ 生徒が生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。
- ⑦ 社会人学生でないこと。

<参考：市民税・道民税の所得割額(税額控除前)が 100 円以上 85,500 円未満>

市民税・道民税が普通徴収の場合、納付書の税額欄の総所得に記載されている額になります。

市民税・道民税の合計

**市民税・道民税・森林環境税 税額決定通知書**  
 納税

市民税・道民税・森林環境税額を下記のとおり決定しましたので、地方税法第 41 条、第 319 条、第 319 条の 2 及び第 321 条の 7 の 5 の規定によって通知します。各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。

期別	普通徴収 期割納付額(円)	納期限	徴収月	公的年金特別徴収 月割徴収額(円)
第1期分			4月	
第2期分			6月	
第3期分			8月	
第4期分			10月	
			12月	
			2月	

徴収月	仮徴収額(円)
翌4月	
翌6月	
翌8月	

※公的年金特別徴収対象者のみ

所得金額		所得控除額		税		市民税		道民税	
総所得金額	所得控除額	総所得	所得控除額	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
給与収入金額	基礎控除	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
給与所得	医療費控除	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
退職所得	小規模企業共済	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
農業所得	社会保険料控除	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
不動産所得	生命保険料控除	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
利子所得	地震保険料控除	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
配当所得		山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
公的年金収入金額	雑・基・ひ・給	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
年金所得	配偶者控除	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
家賃	配偶者特別控除	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
その他	扶養控除	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
雑所得	基礎控除	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
損失の繰越控除額	所得控除計	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
	課税標準額	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
総所得金額	総所得	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
山林所得	山林所得	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
分離長期譲渡所得	分離長期譲渡所得	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
分離短期譲渡所得	分離短期譲渡所得	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
株式等譲渡所得	株式等譲渡所得	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
上場株式等の配当所得	上場株式等の配当所得	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
先物取引所得	先物取引所得	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額
特例肉用牛所得	特例肉用牛所得	山林所得	基礎控除	山林所得	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額	所得割額

市民税・道民税が特別徴収の場合、特別徴収税額の決定・変更通知書の税額控除前所得割額欄に記載されている額になります。

市民税・道民税の合計

令和 年度 給与所得等に係る 市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)  
※裏面に欄下段の説明を正確に確認ください。

所得	給与収入	主たる給与以外の合算	所得区分	総所得③	山林所得	分離長期譲渡	分離短期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	本人控当区分	本人控当区分	納付額
所得	給与所得(甲)												6月分
所得	その他の所得												7月分
所得													8月分
所得													9月分
所得													10月分
所得													11月分
所得													12月分
所得													1月分
所得													2月分
所得													3月分
所得													4月分
所得													5月分
所得													変更前税額⑬
所得													増減額(⑬-⑭)
所得													変更月 月

※上記の通知書は、美唄市の通知書になりますので、他の市町の通知書と異なる場合があります。

**【給付額】**

月額 9,500 円 (年間上限 114,000 円)

※令和7年度中に、在学している月数分の給付になります。

**【給付月】**

4月から9月分を令和7年10月に、10月から3月分を令和8年4月に給付します。

**【申請期間】**

**令和7年7月1日(火)～令和7年8月29日(金)**

※郵送の場合は8月29日必着

※申請期間前及び申請期間後の提出は受付できませんのでご注意ください。

**【申請に必要な書類】**

提出書類	説明
① 奨学生申請書	別記様式第1号
② 在学証明書	学校から証明書を発行してもらってください。
③ 令和7年度における保護者等の市民税・道民税の所得割額(税額控除前)がわかる書類	<p>①令和7年1月1日に美唄市に住所を有している保護者等の方は教育委員会が美唄市の税務課に確認するため、添付書類は不要です。</p> <p>②単身赴任等の理由で、保護者等の方が令和7年1月1日に美唄市に住所を有していない場合</p> <p>▼給与所得のみの方</p>

	<p>職場から配付された令和7年度給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し</p> <p>▼給与所得以外の所得がある方</p> <p>令和7年度課税証明書</p> <p>※住所地の市役所で発行してもらってください。</p>
④ 納税証明書 (市税に滞納がない証明書)	<p>教育委員会が美唄市の税務課に確認するため、添付書類は不要です。ただし、美唄市以外に税金を納めている方は、住所地の市役所で市税に滞納がない証明書を発行してもらってください。</p> <p><u>※札幌市の場合、市税に滞納がない証明書は区役所では発行を行っていないため、札幌市役所か市税事務所（市内5か所）で発行してもらってください。</u></p>
④ 令和6年度の学業成績証明書	<p>現在、高校1年生の場合 中学校3年生時の証明書</p> <p>高校2年生の場合 高校1年生時の証明書</p> <p>高校3年生の場合 高校2年生時の証明書</p>

#### 【申請書の提出先】

美唄市教育委員会 学務課

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号 市役所4階

※教育委員会に直接持参されるか、郵送の場合は簡易書留での郵送をお願いします。

※教育委員会に持参される場合は、受付時間が月曜日から金曜日(休日除く)の8時45分から17時15分となります。

#### 【選定方法】

令和7年度の予算の範囲で、教育委員会を選定し、9月中に選定結果を通知します。

**※予算の範囲内の選定となるため、給付を受けるための要件に該当していても、選定されない場合がありますのでご承知の上、お申込みください。**

#### 【その他】

令和7年度の奨学生の決定を受けた方は、教育委員会が定める日までに、在学証明書と振込口座依頼書を提出していただきます。

＊＊問い合わせ先＊＊

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号

美唄市教育委員会 学務課

TEL 0126-62-3130・62-3146 E-mail [gakumu@city.bibai.lg.jp](mailto:gakumu@city.bibai.lg.jp)